

合同会社パッショナーネ定款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当会社は、合同会社パッショナーネと称する。

(目的)

第 2 条 当会社は、次の事業を行うことを目的とする。

- 1 ECサイト通販事業
- 2 輸入雑貨の仕入れ、販売
- 3 パソコンのメンテナンス業務
- 4 アプリケーションの作成、販売
- 5 中古ブランド品の買取、販売
- 6 中古パソコンの販売
- 7 WEB制作、コンサルティング業務
- 8 古物の売買及び輸出入
- 9 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を千葉県袖ヶ浦市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員及び出資

(社員の責任)

第 5 条 当会社の社員の全部を有限責任社員とする。

(社員及び出資)

第 6 条 当会社の社員の氏名又は名称及び住所並びに社員の出資の価額は、次のとおりとする。ただし、各社員の出資の目的は金銭とする。

東京都大田区大森南二丁目 10 番 15 号

有限責任社員 田村 直之 金 5 万円

千葉県袖ヶ浦市横田 3 7 3 2 番地 1 2

有限責任社員 青澤 由佳 金 5 万円

第 3 章 業務執行権及び代表権

(業務執行)

第 7 条 当会社の業務は、業務執行社員が執行するものとし、以下の者を業務執行社員とする。

社員 田村直之 社員 青澤由佳

2 業務執行は、業務執行社員の過半数をもって決定する。

3 前項の規定にかかわらず、常務は、業務執行社員が単独で行うことができる。ただし、その完了前に他の社員が異議を述べた場合は、この限りでない。

(代表社員)

第 8 条 当会社の代表社員は、業務執行社員青澤由佳とする。

(利益相反取引)

第 9 条 当会社は、業務執行社員が会社法第 595 条に掲げる取引を行う場合、他の社員の承認を受けることを要しない。

第 4 章 社員の加入及び退社

(社員の加入)

第 10 条 新たに社員を加入させる場合は、総社員の同意によって定款を変更しなければならない。

(任意退社)

第 11 条 各社員は、事業年度の終了の時に退社をすることができる。

この場合においては、各社員は、2 か月前までに会社に退社の予告をしなけ

ればならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、各社員は、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

(法定退社等)

第 12 条 各社員は、会社法第 607 条第 1 項に定める事由により、退社する。

- 2 社員が死亡した場合又は合併により消滅した場合は、当該社員の相続人その他の一般承継人が当該社員の持分を承継するものとする。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 13 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 6 章 附 則

(定款に定めのない事項)

第 14 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の規定による。